

インターネット端末利用営業を営む各事業者の皆様へ

警視庁サイバー犯罪対策課 平成31年4月

最近の違反事例です。本資料を活用し、条例の遵守に努めてください。

問題 インターネット端末を提供できますか？

顧客に本人確認書類の提示を求めたところ、住所の記載のない社員証の提示を受けました。そこで、顧客からさらにガス料金の領収書の提示を受けて現住所を確認しました。



回答 インターネット端末を提供できません。

条例で定められた本人確認書類で氏名、住居、生年月日を確認しなければなりません。

社員証は本人確認書類として規定されていません。さらに、公共料金の領収書（電気、ガス、水道等）は、規定の本人確認書類で現住所が確認できない場合（例えば運転免許証の住所変更をしていなかったときなど）のみ補助書類として確認することができます。

よって、規定の本人確認書類ではない社員証は、現住所の確認をしてもインターネット端末を提供することはできません。

問題 正しい本人確認でしょうか？

顧客に本人確認書類の提示を求めたところ、住所の記載のない旅券の提示を受けました。そこで、旅券に貼付された上陸許可証印を確認したところ、在留期間90日の短期滞在であることが確認できたので、住所の代わりに旅券番号を確認しました。



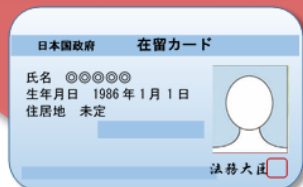
回答 正しい確認をしたとはいえません。

日本に住居を有しない外国人で、在留期間等が90日を超えず、かつ、旅券・乗員手帳で本国の住居を確認できない顧客は、旅券等により住居の代わりに国籍及び旅券等の番号を確認します。

よって、インターネット端末を提供するに当たっては旅券番号のみでなく、国籍の確認もしなければなりません。

問題 パソコンの使える席に案内できるでしょうか？

顧客に本人確認書類の提示を求めたところ、住居地欄に「未定」と記載された在留カードの提示を受けました。



回答 案内することはできません。

たとえ条例で定められている本人確認書類の提示を受けても、記載されている住所が現住所と異なる場合や、自筆式の住所欄が空欄のままの場合、住所を確認したとはいえず、インターネット端末を提供することはできません。

この場合、補助書類として公共料金の領収書等により現住所の確認をすることができます。